

平成29年度 公益財団法人 秋田県長寿社会振興財団 事業計画

I 基本方針

今年度は、健康と福祉の総合的なイベントである、第30回全国健康福祉祭あきた大会（ねんりんピック秋田2017）が、「秋田からつながれ！つらなれ！長寿の輪」のテーマで、9月9日（土）から12日（火）までの4日間、17市町村において26種目が開催され、県外から約1万人のシニアの選手が参集する。

全国一の超高齢社会のフロントランナーとして、秋田県の取り組みが注目されているところであるが、参加された方々には、秋田にまた来てみたいなどと思っていただくように、「まごころ」でお迎えし、県内の地元の方々との交流も期待したいところである。

LL財団としては、県外の選手に秋田の良さを満喫していただき、地域や世代を超えた交流の輪が広がるよう、県ねんりんピック推進室や市町村の担当部局、各競技団体の方々、ボランティアの方々と連携を図り、選手派遣のとりまとめのみならず、その運営について協力・支援していく。

今までLL財団では設立以来、毎年開催している高齢者のスポーツ・文化活動「ねんりんピック」、学習活動としては「秋田LL大学園」等を開催して、高齢者自らの生きがいと健康づくりを推進してきた。

本大会においても、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与するため、LL財団の総力を挙げて取り組み、全国に向けて情報発信をする。

また、高齢者総合相談・生活支援センター、認知症コールセンターを運営し、高齢者や家族、専門職からの幅広い相談に対応し、県民が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう生活を支援するとともに、行政・福祉専門職員等へ各種研修・セミナーを実施し、質の高い福祉介護従事者の養成に努める。

さらに、一昨年から行っている新しい総合事業の支え合いの体制を整えるべく、「生活支援コーディネーター」の養成研修や情報交換会などを行い、市町村の取組みを一層支援していく。

人生90年時代を迎えた今、人口減少、高齢者を取り巻く環境の変化や社会ニーズをいち早くキャッチして、関係機関・団体等と連携を図るとともに、総合的に事業を実施し、地域福祉の推進に寄与していく。

なお、「地域包括ケアシステム」の構築に向け、その実施体制を強化することを目的に、『高齢化対策に関する事業の実施体制の見直しに関する協議会』で、実施体制の見直しが検討されているが、その検討内容に沿って、今後の実施体制の見直しを進める予定としている。

重点事項

- 1 高齢者のスポーツ活動を支援するため、第30回全国健康福祉祭あきた大会へ秋田県選手団を派遣して、高齢者の元気アップを目指す。
- 2 高齢者の積極的な社会参加を支援するため、県内3箇所秋田LL大学園を開催し、高齢者の生きがいと健康づくりを推進する。

- 3 高齢者やその家族が抱える心配ごと、悩みごとに関する相談に対応し、その問題解決を図るとともに、各相談機関相談員の研修等を通じ、相談業務のスキルアップを図る。
- 4 生活支援コーディネーターの養成など市町村の新しい総合事業の取り組みを支援し、高齢者の支え合い体制を推進する。
- 5 介護に関する知識・技術や福祉用具等の普及を図るため、県民への情報提供や普及並びに福祉専門職への研修内容の充実を図り、安心安全に暮らせるよう支援する。
- 6 介護職員等によるたんの吸引等の研修などを実施し、施設や居宅において必要な医療的ケアをより安全に提供できるように支援する。
- 7 介護支援専門員（ケアマネジャー）の実務研修受講試験や専門研修等を実施し、資質の向上を図る。
- 8 介護サービス情報公表センター運営し、県民に役に立つ介護サービスの情報を提供する。
- 9 LL財団の29年間の取り組みをまとめたあゆみ(仮称)を発行し、県民への生きがいと健康づくりの普及・啓発を図る。

II 法人の適正運営

1. 理事会・評議員会の開催

定款の定めるところにより、定例理事会・評議員会を年2回開催するほか、公益財団法人としての運営の進捗状況を確認するため、必要に応じて随時開催する。

定例理事会、評議員会 平成29年5月、平成30年3月

2. 監事会の開催

公益財団法人としての運営の進捗状況を確認するため、必要に応じて随時開催する。

平成29年4月

3. 公益財団法人の適正運営

公益財団法人の認定を受け、7年目を迎えようとしているが、公益事業の一層の充実と運営基盤の強化を図る。

4. 高齢化対策に関する事業体制の見直し検討

「地域包括ケアシステム」の構築に向け、その実施体制を強化することを目的に、高齢化対策に関する事業の実施体制の見直しを検討する。

5. LL財団のあゆみ(仮称)の発行

平成元年に設立されたLL財団のこれまでの取組の経緯や事業実施内容等をまとめた冊子を発行し、県民への生きがいと健康づくりの啓発を図る。

Ⅲ 明るい長寿社会づくり推進機構事業の実施

高齢者の生きがいと健康づくりを進めるため、県、市町村、関係機関・団体と連携し、高齢者のスポーツ活動・文化活動等の支援を図る。

また、「元気にとしよる十ヶ条」の活用促進を図るとともに、地域支え合い活動を全県に普及させるための取り組みを実施するなど、高齢者の社会参加活動の振興と住み慣れた地域で生活できる体制づくりを図る。

1. 高齢者の健康づくり及び創作活動等の推進

(1) 高齢者スポーツ等支援事業の実施

高齢者がスポーツ等に親しむ環境を整備し、ニュースポーツの普及等、県民の健康の保持増進を図る。

1) 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への派遣

高齢者の健康づくり及び生きがいの高揚を図ること目的に開催される、「ねんりんピック秋田2017」に参加者を派遣する。

- ・名称 第30回全国健康福祉祭あきた大会
- ・期日 平成29年9月9日(土)～9月12日(火)
- ・会場 秋田県内 17市町村
- ・派遣予定 650名
- ・参加種目（予定）
 - ① スポーツ交流大会（10種目）
卓球、テニス、ソフトテニス、ソフトボール、ゲートボール、ペタンク、ゴルフ、マラソン、弓道、剣道
 - ② ふれあいスポーツ交流大会（12種目）
水泳、グラウンド・ゴルフ、ラグビーフットボール、サッカー、ソフトバレーボール、ウォークラリー、太極拳、軟式野球、ダンススポーツ、マレットゴルフ、パークゴルフ、ミニテニス、
 - ③ 文化交流大会（4種目）
囲碁、将棋、俳句、健康マーじゃん
 - ④ その他のイベント
美術展、シンポジウム、健康福祉機器展、音楽文化祭、ファッションショー、地域文化伝承館
- ・会議等 選手選考委員会 担当者全国会議 選手結団式

2) いきいき長寿あきた2017ねんりんピック スポーツ交流会の開催

高齢者のスポーツへの参加機会を増やし、スポーツ活動の活性化と健康づくりを促進する。

① 全県大会

- ・期 日 平成29年9月から平成30年2月
- ・会 場 秋田県武道館 秋田市立体育館 秋田県営野球広場
秋田県営中央公園テニスコート 他
- ・実施種目（18種目）
卓球、テニス、ソフトテニス、ソフトボール、ゲートボール、
ペタンク、弓道、剣道、グラウンドゴルフ、太極拳、囲碁、
将棋、ミニテニス、ダンススポーツ、ソフトバレーボール、
シャフルボード、スマイルボウリング、ニチレクボール、
- ・参加選手 約2,500名

3) いきいき長寿あきた2017ねんりんピック — 福祉・文化のつどいの開催

高齢者の生きがいと健康づくりに関する内容の講演会を開催する。

- ・期日 平成29年11月11日（土）
- ・会場 中央シルバーエリア

4) ねんりんピック美術展の開催

高齢者の創作による、日本画、洋画、彫刻、工芸、書及び写真等の作品を募集・
展示し、高齢者の創作活動・文化活動等の啓発普及を図る。

- ・期日 平成29年11月11日（土）～19日（日）
- ・会場 中央シルバーエリア

2. 高齢者の社会参加活動の推進

高齢者の社会参加活動を促進し、生きがいと健康づくりを推進する。

(1) 秋田LL大学園の開催

学びながら仲間づくりもできる入門講座として、県内3カ所で実施する。

- ・開催期間 6月～12月
- ・会 場 中央地区(秋田市) 中央シルバーエリア
県北地区(能代市) 能代市中央公民館
県南地区(湯沢市) 湯沢文化会館
県内の各ロングライフアドバイザー連絡協議会との連携を図り、
秋田LL大学園の運営の推進を図る。

(2) シニアボランティアの活動促進

1) いきいき特派員の活動支援

インターネットによるブログを活用し、各地域で開催されるイベント情報や講演会
情報の収集に努める。

2) ロングライフアドバイザーの活動支援

県内9圏域にあるロングライフアドバイザー連絡協議会の運営を支援し、活動の促
進を図る。

3) サラリーマンシニア社会活動の支援

サラリーマンシニアの地域における活動を支援する。

4) 秋田LL大学園OB会の活動支援

LL大学園のOB会の活動を支援する。

5) 地域支え合い活動の普及啓発

3. 「元気にとしよる十ヶ条」普及啓発事業

「元気にとしよる十ヶ条」のさらなる普及啓発により、県内全体のスローガンとして定着させ、県民への活用促進を図る。

(1) 「元気にとしよる十ヶ条」のポスター・パンフレットによる普及啓発

秋田LL大学園、全国健康福祉祭、県版ねりんピック大会等のLL財団の諸事業において、普及啓発のためのポスターの掲示等を行う。

4. 仲間づくり支援事業の実施

県内で同じ趣味や興味を持つ高齢者が集まって行っているサークル活動の情報収集及び提供や、新しいサークルを結成しようとしている高齢者への指導・助言を行い、家庭に引きこもりがちな高齢者の社会参加活動を支援する。

(1) 県内高齢者グループ活動、サークル活動の情報収集のための実態調査の実施

(2) LL財団ホームページによるシニアグループ・サークルの紹介

(3) 生きがい関連団体との情報交換

5. 高齢者の生きがいと健康づくりに関する情報収集・提供

(1) 情報誌「ロングライフ」による高齢者向け情報の発信

高齢者向けの総合的な情報を発信して、明るい長寿社会に向けての啓発・普及を図る。

- ① LL財団の事業のお知らせ、案内、事業内容の報告
- ② 生きがい健康づくりに関する情報
- ③ 第30回全国健康福祉祭あきた大会の特集
- ④ シニアサークルに関する情報

(2) LL財団事業紹介等のホームページの運営

LL財団が開設しているホームページにより、各種事業の紹介・参加者募集等について、インターネットを活用した情報を発信する。

(3) 秋田で元気一番「みんなのブログ」による情報発信

LL財団のホームページに『秋田で元気一番「みんなのブログ」』を開設し、各種事業の紹介と参加者募集をインターネットの活用により情報を発信するとともに、情報交換を図る。

- ① LL財団に関する事業案内・事業内容の報告
- ② 生きがい健康づくりに関する情報
- ③ シニアサークルに関する情報
- ④ 県内で行われる行事情報

IV 県高齢者総合相談・生活支援センター(シルバー110番)の運営事業の実施

IV-1 《高齢者総合相談・生活支援事業の実施》

「高齢者ほっと安心相談事業」として、高齢者やその家族等が抱える心配ごと、悩みごとの相談に応じるとともに、市町村や地域包括支援センターと連携して、相談者の問題解決の手助けをすることにより、在宅での生活を望む高齢者が、尊厳をもった生活を地域で安心安全に暮らせるように支援する。

また、市町村や地域包括支援センター相談業務のスーパーバイザーとして相談・助言等を行うことにより、県内の各相談機関との連携、相談対応のスキルアップを図る。

さらには、介護保険制度の持続可能を確立するため、介護予防の充実を図る「新しい総合事業」を速やかに各市町村が取り組めるように、引き続き、生活支援コーディネーターの養成支援、包括的支援事業（高齢者権利擁護、高齢者虐待等）等を実施し支援を行う。

また、地域ケア・マネジメント支援機能強化事業を実施し、地域包括ケアシステム構築セミナー等の開催等を通じ、市町村、地域包括支援センターの取り組みを支援するとともに、介護従事者や県民への啓発・普及を図る。

このほか、高齢者向けの総合的な情報の収集・提供等を行うほか、県内の各種相談機関で構成する、「心のセーフティネット」、「県被害者支援連絡協議会」等との連携を図り、県民の抱えている悩みごと、心配ごと相談に対応する。

1. 高齢者ほっと安心相談事業の実施

(1) 一般相談及び専門相談の実施

一般相談（くらしの一般相談、保健・介護相談等）については、常時相談に応ずるものとし、専門相談（法律、人生、高齢者権利擁護、福祉用具・住宅改修等）については、引き続き充実・強化を図り、効率化を進める。

- | | |
|---------|---|
| 1) 相談日 | 月曜日から土曜日まで毎日
(日曜、祭日、年末年始はお休み) |
| 2) 開設時間 | 一般相談 午前9時から午後5時まで
専門相談 午後1時から午後4時まで |
| 3) 相談方法 | 電話、来所、文書等 |
| 4) 相談内容 | |
| ①一般相談 | 家族や人間関係、老後の不安、施設入所、在宅福祉サービス、健康・保健・介護、就労等に関する相談(常勤相談員) |
| ②専門相談 | 法律、人生、高齢者の権利擁護定期相談等、専門的分野に関する相談(専門相談員) |

(2) 「ねんりんピック秋田2017相談コーナー」の設置(新)

ねんりんピック秋田2017の開催中、高齢者やその家族の抱える生活全般にわたる心配事や悩み事等に関する相談コーナーを設置し、来場者の健康保持、増進に関する意識啓発を図る。

- ・期 日 平成29年9月9日(土)～9月11日(月)
- ・場 所 にぎわい交流館AU
- ・相談員 当高齢者総合相談・生活支援センター相談員
県内地域包括支援センター、社会福祉士、各相談機関相談員等

(3) 相談業務スーパーバイズ事業の実施

市町村や地域包括支援センターの相談業務スーパーバイザーとして相談・助言等を行うことにより、県内の相談業務の連携、底上げを図る。
県内10カ所の相談機関を訪問し、相談・助言、研修等を行う。

2. 新しい総合事業の取組支援事業の実施

持続可能な介護保険制度を確立するため、「新しい総合事業」を速やかに各市町村が取り組めるように、市町村、地域包括支援センター等を対象とした生活支援コーディネーターの養成研修、権利擁護推進事業を実施するほか、高齢者虐待等に関する研修等を開催するなど、市町村等の取組みの支援を図る。

(1) 生活支援コーディネーター養成支援の実施

1) 生活支援コーディネーター養成研修の実施

生活支援コーディネーター候補者(市町村の地域支え合い活動実践者等)を対象に養成研修を実施し、市町村が行う地域の支え合い活動を支援する。
年1回開催 (70人を対象予定)

2) タウンミーティング等の開催

地域住民自らが、助け合いや、地域の社会資源について気づくための場を提供するなど、市町村が生活支援コーディネーターを設置しやすいように取り組みを支援する。

- ・地域の支援主体となる住民・団体等の意識啓発
- ・関係者の協力協働関係づくりの醸成

3) 地域支えあいアドバイザーの派遣(新)

本県市町村の生活支援体制整備事業を推進するため、アドバイザーを派遣し、その取り組みを支援する。

4) 情報交換会の開催

各市町村において、生活支援コーディネーター、協議体が設置され、各地域で助け合い・支えあいが広がるよう、活動の状況を持ち込み課題・問題点を協議する情報交換会を開催し、取り組みの向上を図る。

5) 情報誌の作成

秋田県内の取り組みを紹介した『地域支えあい通信あきた』NO. 5、NO. 6を発行し、活動の啓発を図る。

(2) 包括的支援事業推進事業の実施（高齢者権利擁護推進事業）

地域包括支援センターを支援する事業として、市町村、地域包括支援センター職員等を対象に、成年後見制度の活用、高齢者虐待、消費者被害等を中心とした権利擁護に関する専門的な相談への対応、担当者研修会等を開催するなど、県内各市町村の権利擁護の取り組みを支援する。

1) 定期相談会の開催

成年後見制度の手続き、高齢者虐待等困難事例への対応、消費者被害等、高齢者の権利擁護に関する専門的な相談を地域包括支援センターや、高齢者本人、その家族等から受け、弁護士、司法書士、社会福祉士等が対応する。

毎月 第3木曜日（午後1時～4時まで）（年12回）

2) 困難事例検討会の開催（県内3カ所）

市町村や地域包括支援センター等からの権利擁護、高齢者虐待、消費者被害等の困難事例の対応等の事例検討会を開催し、弁護士、司法書士、社会福祉士等の支援を通じ、事例を通し対応のあり方を学ぶとともに、相互の連携のもとに、今後の地域の相談活動に活かす。（県北、県央、県南の3カ所）

3) 権利擁護担当者研修会等の開催

高齢者の権利擁護に関する普及や取り組みの促進状況、先進地事例や活動状況の紹介、情報交換、虐待防止ネットワーク構築に向けた関係職員向けの研修会等を開催し、相談対応のスキルアップを図る。（居宅編、施設編）

3. 地域ケア・マネジメント支援機能強化事業の実施

地域包括ケアシステムの構築を推進するため、県内の行政機関や関係団体等の共通認識を図るとともに、県民の地域包括ケアシステムへの理解を得るためのセミナーや講演会等を開催する。

(1) 地域包括ケアシステム構築セミナーの開催

地域包括ケアシステムの構築を推進するため、新しい総合事業における助け合い活動の推進等に関するセミナーを開催し、市町村等の取り組みを支援する。

- ・対象者 行政・地域包括支援センター・関係機関団体
- ・内容 新しい総合事業における助け合い活動の推進に関するセミナーの開催

(2) 地域包括ケアシステム構築に関する講演会の開催

住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現するため、一般県民へセミナーを開催し啓蒙を図る。

- ・対象者 一般県民等
- ・内容 地域包括ケアシステムの構築をテーマとしたシンポジウム等の開催

4. 各種相談機関との連携強化及び相談員等の研修の実施

(1) 高齢者関係相談員研修会等の開催

各地域で高齢者関係相談に係わっている市町村、市町村地域包括支援センター、主任介護支援専門員、市町村社協等、県段階の各相談機関等を対象に、相談対応や高齢者をめぐる課題・問題点等に関する研修会等を開催するとともに、意見交換等を通じ関係機関の連携強化を図る。

相談従事者のスキルアップのため、対人援助技術、認知症の理解、傾聴スキルトレーニング等、テーマ別に研修を開催する。

(2) 各種相談機関との連携

県内の各種相談機関で構成する、「心のセーフティネット」、「県被害者支援連絡協議会」等との連携を図るとともに、中央児童相談所、女性相談センター、警察関係の研修や各種会議等に積極的に参加し、連携に努める。

5. 高齢者向け住宅改修の促進と福祉用具等の利用の啓発

福祉用具展示コーナーとして、住宅改修モデルルームや福祉用具の展示、福祉用具の訪問展示・説明等を行い、住宅改修や福祉用具の利用に関する相談に対応する。

IV-2 《介護実習・普及事業の実施》

自分らしく、高齢になっても、介護が必要になっても、地域で共に支え合いながら、住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けられる地域づくりを目的としている。そのため介護の研修や実習等を通じて県民各層に対し、介護予防の概念も含めた介護知識・技術の普及を図り、個々の持っている力を最大限に発揮し、皆で支え合う自助・互助・共助という考え方を普及しつつ、共に支え合う地域づくりの推進を支援する。

また、社会福祉士及び介護福祉士法制度改正により、介護職員等による喀痰吸引等の実施制度下に伴い、県かたら委託を受けて適切で安全なたん吸引等を行うことができる介護職員等を養成する研修等を実施する。

1. 高齢者の生活支援に関する介護知識・技術等普及促進事業の実施

(1) 福祉用具の常設展示とモデルルームを活用した住環境整備相談の実施

福祉用具の普及啓発と適切な利用を図るための福祉用具関連の講座、相談援助、情報の収集と提供、福祉用具の展示環境の整備、説明会の開催等による地域支援を行う。
(随時)

(2) 県民向け講座・研修の開催

県民向け生活支援技術講座、福祉用具講座、認知症講座、マイケアプラン講座等を開催する。(30人/回 × 10日間)

(3) 高齢者の生活や介護に関する情報の発信

情報誌への記事掲載や各種資料等の提供を行う。

2. 新しい総合事業の取組支援事業の実施（県委託・補助事業）

（1）介護施設等看護実務者研修の開催

生活支援の場である介護施設において、権利擁護の視点に立った看護に関する実践的、専門的手法を習得し、介護現場での権利擁護の取組支援を行う人材の資質向上を図る。（80人/回 × 4日間）

（2）訪問介護員の人材養成における基本研修の開催

1）訪問介護員基礎研修

地域住民が住み慣れた在宅で自分らしく過ごせるよう、訪問介護員の実践に即した研修を行い、資質向上を図る。（30人～80人/回 × 8日間）

2）訪問介護員応用研修

基礎研修を踏まえ、利用者にとっての自分らしさを尊重したケアについて事例検討を用いて資質向上を図る。（80人/回 × 2日間）

3）訪問介護員サービス提供責任者基礎研修

介護計画の作成を始めとする、業務内容に沿った実践的な研修を実施し、介護保険制度の自立と尊厳を尊重する介護サービスが提供されるよう資質向上を図る。（80人/回 × 3日間）

（3）地域包括ケア構築のための住環境整備に関する研修の開催

住民が住み慣れた自宅での生活を送れるよう、介護保険制度の住宅改修に係る行政、地域包括支援センター職員や介護支援専門員、建築関係者を対象とした研修を行い専門職の資質向上を図る。（80人/回 × 2日間 × 2回）

3. 介護職員等によるたんの吸引等研修事業の実施（県受託事業）

（1）不特定の者に関する研修

特別養護老人ホーム等の施設及び居宅において、必要な医療的ケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成する。

○ 指導者講習事業 指導看護師の養成講習の実施（2日間1回 100名/回）

○ 基本研修事業の実施

・（基本研修講義50H） 10日間（2回 220人/年間）

・筆記試験の実施（2回/年間） 再試験の実施（2回/年間）

・（基本研修演習5日間） 8会場で実施（220人/年間）

①口腔内のたん吸引 ②鼻腔内のたん吸引 ③気管カニューレ内部のたん吸引

④胃ろう又は腸ろうの経管栄養 ⑤経鼻経管栄養

演習は、県北部・中央・県南部の看護学校等8箇所において実施する。

・再評価（2日間）・再演習（5日間）・再々評価（2日間）の実施

（各2回/年間）

○ 実務者研修修了者（一部履修免除者）に対する手技確認の実施（2日×3回/年間）

・再演習（2日間×2回）

○ 実地研修事業の実施（実地研修機関として登録している施設等で実地研修を行う）

※ 実地研修施設との委託契約

※ 賠償責任保険加入（手技確認受講者も含む）

※ 実地研修の内容及び回数

- ① 口腔内のたん吸引実技実習 10回以上
- ② 鼻腔内のたん吸引実技実習 20回以上
- ③ 気管カニューレ内部のたん吸引実技実習 20回以上
- ④ 胃ろう又は腸ろうの経管栄養実技実習 20回以上
- ⑤ 経鼻経管栄養実技実習 20回以上
- 指導看護師のフォローアップ情報交換会の開催(県北部、中央、県南部の3か所)
・指導者のためのフォローアップ研修と情報交換を行う
- 研修実施委員会の開催 (特定と合同) (1回/年 委員11名)
- 試験判定部会の開催 (特定と合同) (13回/年 委員3名)
- 指導看護師派遣事業の実施
実地研修が停滞している事業所との連絡調整を行い、指導看護師を派遣し、実地研修の実施を推進する。
 - ① 非常勤指導者が8回/月事業所に出向き実地研修を指導(8×12か月96回)
 - ② 2名の指導者が14回/月事業所に出向き実地研修を指導
(14×10か月 140回)

(2) 特定の者に関する研修

県内の居宅系事業所等において、たんの吸引等を必要とする特定の者(特定の個人)に対して、医師、看護師の連携の下により安全に実施するため、たんの吸引等を適切に行うことができる介護職員等を養成する。

- 特定指導看護師講習会(講義9H 演習100分)(2日間/1回 2回/年)
- 基本研修の実施(講義9H 演習100分)2日間(2回 100人/年間)
- 筆記試験の実施(2回/年間) ・再試験の実施(2回/年間)
- 実地研修指導・評価依頼 賠償責任保険加入
- 実地研修の実施(訪問居宅もしくは施設で実地研修を行う)
- 研修実施委員会の開催(不特定と合同、1回/年 委員11名)
- 試験判定部会の開催(不特定と合同、委員3名)

4. その他行政職・介護職員等研修事業の実施

- (1) 地域包括ケアシステム構築に向けた講演を、市町村職員、包括職員、社会福祉協議会職員、他団体に向けて行う事で個々の役割認識を高める。
(100人/回 × 1回)
- (2) 共催による研修の開催(介護サービス従事者対象)
他団体との共催による研修を開催し、介護従事者の生活支援技術向上を図る。
(40人/回 × 2日間 × 1回)(40人/回 × 3日間 × 2回)

V 認知症コールセンター運営事業の実施(県受託事業)

認知症の方とその家族が抱える悩みや疑問は、認知症の医療に関すること、介護サービスの利用方法や介護そのものの悩みなど多岐にわたっている。

このため、認知症の知識や介護技術の面だけでなく、精神面も含めた様々な支援が必要となっている。

当コールセンターでは、認知症介護に関わっている方や介護経験者等の相談員が電話で相談に応じ、気軽に相談できる体制を構築することにより、認知症の方などが住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。また引き続き、関係機関・団体の協力を得て特別相談を年2回開催する。

なお、県民に対し効果的に認知症に関する相談に対応するため、県認知症疾患医療センター等をはじめとした、認知症に関する相談機関等と連携を密にし、相談・支援を図ることとする。

1. 認知症コールセンターの相談業務実施

- ① 相談日・相談時間 月曜日から土曜日 午前9時から午後5時まで
(但し、日曜日、祝日、年末年始はお休み)
- ② 電話番号 018-829-2275
- ③ 相談対象 認知症高齢者ご本人やご家族等の介護者など(相談は無料)
- ④ 相談員 認知症の介護経験者と、保健師・看護師・介護福祉士・介護支援専門員等の資格を有する者等で対応。

2. 認知症特別相談会の開催

認知症コールセンター特別相談会を、医療、保健、介護、家族の会等の協力を得て年2回開催し、認知症に関する相談に対応するとともに、認知症コールセンターの利用促進のためのPR、情報提供も併せて行う。

平成29年度 秋田県高齢者総合相談・生活支援センター相談日

平成29年4月1日

		月	火	水	木	金	土	備 考
くらしの一般相談		○	○	○	○	○	○	午前9時～午後5時 認知症コールセンター と双方で対応
保健・介護・福祉用具 住宅改修相談		○	○	○	○	○	○	
認知症に関する相談		○	○	○	○	○	○	
専 門 相 談	法 律 相 談		○					毎月第2・第4火曜日 午後1時～午後4時
	人 生 相 談			○				毎月第1水曜日 午後1時～午後4時
	高齢者権利擁護 定期相談				○			毎月第3木曜日 午後1時～午後4時
	認知症特別相談							

※ 日曜日、祝祭日、年末年始はお休み。

※ 専門相談の相談時間は午後1時～午後4時まで。事前に予約が必要である。

※ 専門相談は、相談日が祝祭日等のときは、別途指定した日とする。

※ 高齢者権利擁護定期相談は、高齢者の権利擁護に関する相談を、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の協力を得て実施する。

VI 介護支援専門員養成事業の実施

介護保険制度のキーパーソンとなる介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る事業として、実務研修受講試験を実施するほか、実務研修・現任研修等の研修内容の充実強化を図る。

また、介護支援専門員の登録制度・更新制度に伴い、更新の対象者への周知徹底を図るとともに、実務研修や専門研修Ⅰ・Ⅱ、再研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修等を引き続き実施し、介護支援専門員の資質向上を図る。

1. 介護支援専門員実務研修受講試験の実施（県指定実施機関、自主事業）

介護支援専門員の業務に関する演習等を主体とする実務研修を受講するに際し、事前に、介護支援専門員の業務に関する専門的知識や技能等を有していることを確認するために試験を行う。

なお、27年度より受験要件が一部改正されているため、その周知を図る。

- ・実施期日 平成29年10月8日（日）
- ・会場 秋田市及び近郊の大学、研修施設等
- ・受験申込者数 2,000人(予定)

2. 介護支援専門員実務研修、現任研修（専門Ⅰ・Ⅱ研修）等の実施

（一部補助事業）

（1） 介護支援専門員実務研修の実施（県指定実施機関、自主事業）

介護支援専門員実務研修受講試験の合格者に対して、介護保険制度の適切かつ円滑な運営に資するため、必要な知識、技能を有する介護支援専門員を養成する。

- ・期間 平成29年12月～平成30年3月まで
- ・実施場所 秋田市で開催(前期9日間、後期7日間を2組で実施)
- ・実施方法 前期・後期合わせて概ね87時間の受講時間
- ・受講予定者数 200人（受講者数により研修組数を決定）

（2） 介護支援専門員現任研修等の実施（補助事業）

介護保険制度の円滑な運営に必要な知識、技術の習得など、介護支援専門員の経験年数別に、その資質の向上のための研修等を実施する。

① 専門研修課程の実施（県指定実施機関）

- 1) 実務に就いた後6ヶ月以上の方を対象とした「専門研修課程Ⅰ」を実施する。
（8日間×2組、56時間）
- 2) 実務に就いた後3年以上の方を対象とした「専門研修課程Ⅱ」を実施する。
（4日間×3組、32時間）

3. 主任介護支援専門員研修の実施(県受託事業)

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を習得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員を養成する。研修受講対象は、実働経験5年以上の者を対象とする。(11日間、70時間、70人)

4. 主任介護支援専門員更新研修の実施(県受託事業)

主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たして行くために必要な能力の保持・向上を図る。(8日間、46時間、70人)

5. 介護支援専門員更新研修の実施(県指定実施機関、自主事業)

介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課することにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員としての必要な知識及び技術の向上を図り専門職としての能力の保持・向上を図る。

介護支援専門員証の有効期限が1年以内に満了する者で次のいずれかに該当する者について、更新研修を実施する。

(1) 介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者

介護支援専門員再研修相当の研修を受講することとする。
(10日間、54時間)の内容で実施する。

(2) 介護支援専門員として実務に従事している者又は、従事していた経験を有する者

介護支援専門員専門研修Ⅰ及び専門研修Ⅱ相当の研修を受講することとする。
ただし、実務経験を有しており、更新が2回目以降の者は、専門研修課程Ⅱ相当の研修のみを受講することとなる。

専門研修課程Ⅰ相当	8日間×2組、56時間
専門研修課程Ⅱ相当	4日間×3組、32時間、合計 88時間

6. 介護支援専門員再研修の実施(県受託事業)

介護支援専門員として実務についていない者、又は実務から離れている者が実務に就く際、介護支援専門員としての必要な知識、技能の習得を図る。

登録後5年以上実務に従事したことがない者又は、実務経験はあるが、その後5年以上実務に従事していない者で、今後新たに員証の交付を受けようとする者について、再研修を実施する。(10日間、54時間)の内容で実施する。

VII 介護サービス情報の公表事業の実施

「介護サービス情報の公表」制度については、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択(自己決定)」を現実のサービス利用において保障するための仕組みとして施行されている。

本公表制度は、利用者による介護サービス事業所の選択を支援することを目的とし、都道府県内の事業所の比較検討が可能となるよう、介護サービスの種類ごとに共通の項目の情報を、「介護サービス情報公表システム」を通じて公表するものである。

これにより、介護サービス事業所は、事業所の基本的な事項やサービス内容、運営等の取組状況に関する情報の報告と、「介護サービス情報の公表制度における調査の指針」に基づき調査の対象となった事業所においては、事実確認のための訪問調査の受審が義務付けられている。

当財団は、秋田県から公表制度にかかる業務を受託運営し、介護サービス情報の報告・調査・公表を通じ、県民の事業所選択に資するよう、適正な運営を図る。

1. 指定介護サービス情報公表センター及び指定調査機関の運営

(1) 介護サービス事業所の報告・調査及び介護サービス情報の公表に関する計画の策定

公表対象となる全24種類53サービス(介護予防サービスを含む)のうち、本県における公表対象事業所が報告する介護サービス情報の受理・調査・公表等の事務を効率的かつ円滑に行う観点から、事業所ごとの報告計画、調査計画および公表計画を定める。平成29年度は1,965件の事業所が対象となる予定。

※ 平成28年度から「地域密着型通所介護」が創設されたことに伴い、対象サービスが52サービスから53サービスに増加。

(2) 介護サービス情報の報告の受理

「介護サービス情報報告システム」により、事業所が報告する介護サービス情報について、報告内容の確認、受理を行う。

(3) 介護サービス情報公表及び調査手数料の徴収

対象事業所から秋田県介護保険法関係手数料徴収条例に基づき徴収する「介護サービス情報公表手数料および同調査手数料の徴収事務を受託(秋田県徴収事務受託者)し、請求・入金管理事務を一括して実施する。

(4) 介護サービス情報の調査

介護サービス事業所の調査事務、事業実施に係る調査員の調整事務等を実施する。平成29年度は、「介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針」に基づいて抽出された事業所約780件について調査を実施する予定。

(5) 情報の公表

計画に基づき、事業所ごとの基本情報及び運営情報(調査を実施した場合は調査結果について)を、「介護サービス情報公表システム」を通じて公表する。

(6) 公表情報に対する苦情、相談等の受付

随時県民・事業所等からの苦情・相談に対応すべく対応窓口を設置する。

(7) 調査員養成研修

調査員としての共通の心得、判断の統一、中立・公正な調査を行うため、必要に応じた研修を行う。

2. 地域密着型サービス外部評価調査員養成研修事業の実施(県指定実施機関)

地域密着型サービス(グループホーム)に、年1回受審が義務づけられた外部評価を実施するため、必要な知識及び技能を取得し、均質性が確保された評価調査員の養成を図ることを目的とし、必要に応じて以下の研修を実施する。

(1) 新規調査員研修の実施

- ・受講対象者：外部評価を実施する外部評価機関に属するもの(予定を含む)であって、今後評価調査員として従事しようとするもの。
- ・定員：9名
- ・内容・日程：国が示す標準カリキュラムに沿って実施。4日間(26時間)とし、うち1日間(8時間)は実習。

(2) 現任調査員フォローアップ研修の実施

- ・受講対象者：外部評価調査員として、現に従事している者。
- ・定員：50名
- ・内容・日程：国が示す標準カリキュラムに沿って実施。1日間(5.5時間)

Ⅷ シルバーサービスの振興事業の実施

超高齢社会を迎えて、高齢者をはじめ国民のすべてが安心して暮らすため、公的サービスのみならず、民間サービス、インフォーマルサービス等の選択、契約・利用等、高齢者のさらなるニーズの多様化が予想されている中で、民間の立場で、それぞれの幅広い分野で支えていくという、シルバーサービスの振興の気運が高まっている。

こうしたときに、シルバーサービスの健全な育成を図るため、諸課題に応じた介護保険セミナーやシルバーサービス展等の開催、情報交換等を行うことにより、質の向上を目指すとともに、シルバーサービスの振興を図る。

1. 次期介護保険計画に対応するセミナー等の開催

賛助会員制の加入促進を図るとともに、課題別に介護保険セミナー等を開催し、明るい長寿社会づくりの啓発、シルバーサービスの振興を図る。

2. シルバーサービス展の開催

それぞれの分野における介護サービス等の情報を提供するシルバーサービス展を開催する。